



## 災害時における上下水道施設の技術支援協力に関する協定

鶴岡市（以下「甲」という。）と公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会東北支部（以下「乙」という。）とは、鶴岡市において地震・風水害その他による災害が発生し、甲が管理する上下水道施設において被害が認められた場合において、当該施設の被災箇所調査、災害査定資料作成などに係る技術支援に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、災害時に甲が管理する施設の復旧に伴う技術支援協力に関する基本的事項を定め、甲、乙協力して、被災した上下水道施設の早期復旧に資することを目的とする。

### （技術支援の協力範囲）

第2条 支援協力の実施範囲は、甲の管理する上下水道施設における被災箇所のうち、甲から要請された範囲を基本とする。

### （支援の要請）

第3条 甲は、災害時に乙の支援が必要であると認めるときは、乙に対して技術支援を要請することができるものとする。

2 乙は、技術支援の内容について、甲と調整および確認の上、行うものとする。

3 乙は、第1項に基づき、甲より要請があった場合は速やかに、乙を構成する会員（以下「会員」という。）から現地へ派遣可能な会員名を甲へ通知するものとする。

4 甲は、前項により通知された会員の中から協力を要請する会員を選定し、その結果を乙および選定した会員（以下「支援協力者」という。）に通知するものとする。

ただし、甲が緊急を要すると判断した時は、電話等により支援を要請できるものとし、その場合は書面を速やかに提出するものとする。

5 支援要請を受けた会員は、速やかに甲の指示により技術支援の協力を実施するものとする。

### （連絡体制）

第4条 甲、乙は連絡先を相互に確認する。なお、連絡先に変更があった場合は速やかに報告するものとする。

2 乙は、甲が実施する情報伝達訓練等に参加し、平時からの関係を構築するものとする。

### （支援費用の負担）

第5条 この協定に基づき発生した費用の負担範囲については、甲と支援協力者が協議の上、業務委託契約を締結し、甲がその費用を負担するものとする。



(労務災害)

第6条 技術支援の協力において発生した労務災害等は、支援協力者の労災保険を適用するものとする。

(損害補償)

第7条 技術支援の協力の実施に伴い、甲及び支援協力者の責に帰さない事由により第三者に損害を及ぼした場合は、その措置について甲と支援協力者は協議の上、決定するものとする。

(実施細目)

第8条 この協定の実施に関して必要な事項については、別紙「細則」に定めるものとする。

(協定の適用)

第9条 この協定の適用期間は、締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲、乙いずれからも異議申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(その他)

第10条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項や疑義が生じた場合は、甲、乙協議の上、別に定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和3年4月1日

甲、 山形県鶴岡市のぞみ町2番10号  
鶴岡市

鶴岡市長 皆川 治



乙 宮城県仙台市青葉区国分町三丁目8番14号  
公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会

東北支部 支部長 高橋 郁



## 災害時における上下水道施設の技術支援協力に関する協定細則

(趣 旨)

第1条 この協定細則は、「災害時における上下水道施設の技術支援協力に関する協定」  
(以下「協定」という。)に掲げる事項の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協力の範囲)

第2条 協定第2条における支援協力の範囲は、次のとおりとする。

### 【水道施設】

- (1) 被害状況の調査
  - ①被害情報の収集・整理の補助
  - ②調査方法に関する助言
  - ③調査結果の整理補助
- (2) 応急復旧
  - ①緊急措置・応急復旧の方法に関する助言
- (3) 災害査定資料作成
  - ①整理方法や整理内容に関する助言
  - ②査定対象の判断基準に関する助言
  - ③作成補助
- (4) その他甲、乙間で協議し必要となった業務

### 【下水道施設】

- (1) 被害状況の調査
  - ①被害情報の収集・整理の補助
  - ②調査方法に関する助言
  - ③調査結果の整理方法に関する助言
  - ④調査結果の整理補助
  - ⑤二次調査実施個所の判定基準に関する助言
  - ⑥二次調査箇所の選定
  - ⑦二次調査用資料の作成
  - ⑧他協定業者等との連絡調整
- (2) 応急復旧
  - ①緊急措置・応急復旧の方法に関する助言
- (3) 災害復旧事業の資料作成
  - ①整理方法や整理内容に関する助言
  - ②災害復旧費補助の判断基準に関する助言
  - ③作成補助
- (4) その他甲、乙間で協議し必要となった業務

(支援要請の手続き)

第3条 協定第3条の支援の要請に関する甲の窓口は、鶴岡市上下水道部、乙の窓口は、公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会東北支部事務局とする。

- 2 協定第3条第1項に基づき甲が乙に協力を要請するときは、別紙様式第1号により行う。
- 3 協定第3条第3項に基づき乙が甲に通知するときは、別紙様式第2号により行う。
- 4 協定第3条第4項に基づき甲が業務実施者に協力を要請するときは、別紙様式第3号により行う。

(連絡体制)

第4条 乙は、災害時に備え、会員名簿及び連絡体制を、甲に対して年度当初に報告する。

- 2 乙は、前項の報告内容に変更が生じた場合には、その都度速やかに甲に報告する。
- 3 甲と乙は、災害時における円滑な業務執行を目的とした訓練を適時行うものとする。

(支援協力の実施)

第5条 支援協力者は、鶴岡市上下水道部の指示に従い、速やかに支援協力に着手するものとする。

- 2 鶴岡市上下水道部は、協定第3条に掲げる技術支援を要請した場合は、速やかに業務委託契約を締結するものとする。

(支援協力時の携行品)

第6条 支援協力者は、技術支援協力に必要な物品を各社準備のうえ支援協力を行うものとする。

附則 この細則は、協定締結の日から施行する。

## 技術支援協力要請書

令和 年 月 日

公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会  
東北支部 支部長 様

鶴岡市長

災害時における上下水道施設の技術支援協力に関する協定第3条第1項の規定により、次のとおり協力を要請します。

| 被害概要            | 別紙のとおり   |
|-----------------|--|
| 要請内容<br>【水道施設】  | (1) 被害状況の調査<br>・被害情報の収集、整理の補助<br>・調査方法に関する助言<br>・調査結果の整理補助<br><br>(2) 応急復旧<br>・緊急措置、応急復旧の方法に関する助言<br><br>(3) 災害査定資料作成<br>・整理方法や整理内容に関する助言<br>・査定対象の判断基準に関する助言<br>・作成補助<br><br>(4) その他甲、乙間で協議し必要となった業務  |
| 要請内容<br>【下水道施設】 | (1) 被害状況の調査<br>・被害情報の収集、整理の補助<br>・調査方法に関する助言<br>・調査結果の整理補助<br>・二次調査実施箇所の判定基準に関する助言<br>・二次調査個所の選定<br>・二次調査資料の作成<br>・他協定業者等との連絡調整<br><br>(2) 応急復旧<br>・緊急措置、応急復旧の方法に関する助言<br><br>(3) 災害復旧事業の資料作成<br>・整理方法や整理内容に関する助言<br>・災害復旧費補助の判断基準に関する助言<br>・作成補助<br><br>(4) その他甲、乙間で協議し必要となった業務 |
| 要請日時            | 令和 年 月 日 ( ) AM ・ PM 時 分   |
| 要請期間            | 要請日から 月 間 程度   |
| 要請担当者<br>及び連絡先  | 担当者<br><br>連絡先 (電話) (FAX)<br>(E-mail)  |
| 備考              | ※要請人数については、別途協議するものとする。  |



## 技術支援協力要請書

令和 年 月 日

株式会社 ○○ 様

鶴岡市長

災害時における上下水道施設の技術支援協力に関する協定第3条第4項の規定により、次のとおり協力を要請します。

| 被害概要            | 別紙のとおり  |   |
|-----------------|---|---|
| 要請内容            | <small>事務局会議</small><br>(1) 甲及び乙との連絡調整、協議<br>(3) 災害査定資料作成<br>(5) 支援団体との連絡調整、協議  | (2) 業務実施者との連絡調整、協議<br>(4) 災害復旧事業の資料作成<br>(6) 協議調整内容の甲への報告                       |
| 要請内容<br>【水道施設】  | <small>業務実施者</small><br>(1) 被害状況の調査<br>・被害情報の収集、整理の補助<br>・調査結果の整理補助<br>(2) 応急復旧<br>・緊急措置、応急復旧の方法に関する助言<br>(3) 災害査定資料作成<br>・整理方法や整理内容に関する助言<br>・作成補助<br>(4) その他甲、乙間で協議し必要となった業務                        | ・調査方法に関する助言<br>・査定対象の判断基準に関する助言   |
| 要請内容<br>【下水道施設】 | (1) 被害状況の調査<br>・被害情報の収集、整理の補助<br>・調査結果の整理方法に関する助言<br>・二次調査実施箇所の判定基準に関する助言<br>・二次調査資料の作成<br>(2) 応急復旧<br>・緊急措置、応急復旧の方法に関する助言<br>(3) 災害復旧事業の資料作成<br>・整理方法や整理内容に関する助言<br>・作成補助<br>(4) その他甲、乙間で協議し必要となった業務 | ・調査方法に関する助言<br>・調査結果の整理補助<br>・二次調査箇所の選定<br>・他協定業者等との連絡調整<br>・災害復旧費補助の判断基準に関する助言 |
| 要請日時            | 令和 年 月 日 ( ) AM ・ PM 時 分  |   |
| 要請期間            | 要請日から 月 日間 程度   |   |
| 要請人数            | 名   |   |
| 要請担当者<br>及び連絡先  | 担当者<br>連絡先 (電話) (FAX)<br>(E-mail)   |   |
| 備考              | ※協議により増減する。   |   |